

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 4 年 1 月 11 日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市インターネット仮想環境構築業務
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所 総務部情報システム課
(4) 入札日時・場所	令和 4 年 1 月 29 日 午前 10 時 新潟市役所本館 2 階 入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和 4 年 1 月 28 日午後 5 時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
(5) 履行期限・履行場所	令和 5 年 2 月 28 日まで 新潟市役所 総務部情報システム課
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第 10 条第 2 号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第 17 条第 1 項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第 19 条第 1 項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定によります。

(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(14) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 他政令市等において、本業務と同等規模の契約実績がある者であること。
- (6) 「プライバシーマークの認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証（ISO27001認証）」のいずれかを取得している者であること。
- (7) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。なお、保守業務を他の者に委託（再委託）する予定がある場合は、再委託予定範囲を含めて証明できること。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号） 2部
秘密保持誓約書（別記様式第2号）、契約実績一覧表（別記様式第3号） 各1部
- (2) 提出先 新潟市 総務部情報システム課
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館5階
電話 025-226-2476
ファクス 025-228-5500
Email info_sys@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法 持参又は郵送

- (4) 申請期限 令和4年11月25日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 別記様式第4号「質疑書」に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和4年11月21日
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 3（2）に示す電子メールのみとします。
- (5) 回答日 令和4年11月25日まで
- (6) 回答方法 e-mail にて回答します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。

質疑書には、正確な番号および件名を記入してください。送付された宛先に返信します。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
 - エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行

った者は、再度入札に参加できません。

- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。